

監査公告第11号

定期監査結果に基づき加賀市長が講じた措置の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、加賀市長から報告がありましたので同条第12項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和2年1月24日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

上下水道部定期監査結果にかかる対応報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・下水道事業会計の健全化について、次のとおり意見を付す。

人口減少等厳しい状況の中ではあるが、より一層の下水道加入促進や、規模の適正化などに取り組み、持続可能な経営に努められたい。

対 応

本市の下水道事業は、人口減少による使用料収入の減少、管渠や施設の老朽化による維持管理費や改築費用の増大、加入率の低迷など様々な問題を抱えている。

下水道事業の安定した健全経営を持続するために、次のとおり対応する。

- ・加入率向上に向け、加入促進事業に注力し、コミュニティ単位の説明会実施や助成制度の拡充・新設などを検討。
- ・全体計画を見直し、整備面積を縮小するなど、加賀市の現状にあわせ投資。
- ・施設の維持管理、管渠等の長寿命化について、ストックマネジメント計画に基づき、経営を圧迫しないよう平準化して実施。
- ・令和2年度には人口推計や財政推計により、投資の計画、使用料改定のシミュレーションなどの中長期的な経営戦略を策定。